

## ○意見募集案件一覧

No	定めようとする命令等の題名	根拠法令条項
1	無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令案	電波法（昭和25年法律第131号）
2	周波数割当計画（令和2年総務省告示第411号）の一部を変更する告示案	電波法第26条第1項
3	平成2年郵政省告示第240号（無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件）の一部を改正する告示案	電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第33条
4	平成15年総務省告示第344号（外国の無線局の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件）の一部を改正する告示案	無線局免許手続規則第30条の2第2項第6号
5	平成16年総務省告示第859号（無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件）の一部を改正する告示案	無線局免許手続規則の別表第2号の第1から第5まで、別表第2号の2第1から第8まで、別表第2号の3第1及び第2、別表第2号の4並びに別表第3号の5
6	携帯移動衛星業務の無線局の受信設備の特性を定める件	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第24条第35項
7	無線設備規則第四十九条の二十三の七第一項第二号及び第四十九条の二十三の八第一項第二号並びに別表第三号70条において定められている無線設備の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件	無線設備規則第49条の23の7第1項第2号、第49条の23の8第1項第2号、別表第3号70
8	平成23年総務省告示第278号（登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則（平成9年郵政省令第76号）第17条
9	平成23年総務省告示第279号（登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う点検の実施方法及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件）の一部を改正する告示案	登録検査等事業者等規則第20条
10	平成6年郵政省告示第72号（端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件）の一部を改正する告示案	電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第31条

11	平成23年総務省告示第87号（インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電氣的条件等を定める件）の一部を改正する告示案	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）第32条の7及び第34条の8
12	平成31年総務省告示第30号（インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であつて、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件）の一部を改正する告示案	端末設備等規則第32条の12から第32条の15まで及び第32条の17（同令第36条において準用する場合を含む。）
13	平成25年総務省告示第147号（端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件）の一部を改正する告示案	端末設備等規則第32条の25（同令第36条において読み替えて準用する場合を含む。）
14	電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案	電波法第7条 行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項